

山口市の生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市条例第 1 0 号

山口市の生活環境の保全に関する条例の一部を改正する
条例

山口市の生活環境の保全に関する条例（平成 1 7 年山口市条例第 1 2 9 号）の一部を次のように改正する。

「

目次中 第 3 節 放置自動車の発生の防止及び適正な処理（第 2 2

「
第 3 節 放置自動車の発生の防止及び適正な
条一第 3 4 条） を
第 4 節 太陽光発電設備の適正な設置及び維
」

処理（第 2 2 条一第 3 4 条）

に、「第 3 5 条一第 3 7 条」を「
持管理（第 3 5 条一第 5 0 条）
」

第 5 1 条一第 5 3 条」に、「第 3 8 条」を「第 5 4 条」に、「第 3 9
条一第 4 3 条」を「第 5 5 条一第 5 9 条」に、「第 4 4 条」を「第
6 0 条」に、「第 4 5 条一第 4 7 条」を「第 6 1 条一第 6 3 条」に、

「第48条—第50条」を「第64条—第66条」に改める。

第2条第12号中「養うこと」の次に「をいう」を加え、同号を同条第18号とし、同条第11号の次に次の6号を加える。

(12) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

(13) 太陽光発電事業 市内に太陽光発電設備の設置（設置に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。以下同じ。）をし、発電を行う事業をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置した太陽光発電設備による事業

イ 国及び地方公共団体が行う事業

ウ 営農型太陽光発電事業

エ 発電出力が10キロワット未満の太陽光発電設備で発電し、その電力を事業区域内又は事業区域と隣接した場所で、専ら自家消費の用に供する事業

オ その他市長が認めた事業

(14) 周辺関係者 太陽光発電事業の実施に伴って生活環境に影響を受けると認められる者であって、規則で定めるものをいう。

(15) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

(16) 営農型太陽光発電事業 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第30条第2項の営農型太陽光発電設備により発電を行う事業をいう。

(17) 太陽光発電事業者 太陽光発電事業を行う者（事業予定者を含む。）をいう。

第50条中「第43条第1項」を「第59条第1項」に改め、同条を第66条とし、第49条を第65条とし、第48条を第64条とする。

第6章中第47条を第63条とする。

第46条中「第43条各項」を「第48条第2項、第59条各項」に改め、同条を第62条とし、第45条を第61条とし、第5章中第44条を第60条とする。

第43条第1項中「第41条各号」を「第57条各号」に改め、第4章中同条を第59条とし、第39条から第42条までを16条ずつ繰り下げ、第4章第2節中第38条を第54条とする。

第4章第1節中第37条を第53条とし、第36条を第52条とし、第35条を第51条とする。

第3章に次の1節を加える。

第4節 太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理

（太陽光発電事業者の責務）

第35条 太陽光発電事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例の規定を遵守するとともに、良好な生活環境の保全及び地域との共生のために必要な措置を講じなければならない。

2 太陽光発電事業者は、周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第36条 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者は、当該

事業区域を適正に管理するよう努めなければならない。

(事前協議)

第37条 市内に新たに太陽光発電設備を設置しようとする太陽光発電事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容について市長と協議を行わなければならない。

2 市長は、前項の協議があったときは、太陽光発電事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(周辺関係者に対する説明)

第38条 太陽光発電事業者は、前条の協議後、次条第1項の規定による届出までに、規則で定めるところにより、事業区域の周辺関係者に対し太陽光発電事業の内容について説明会を行わなければならない。

2 周辺関係者は、前項の説明会を開催した事業予定者に対し、意見を申し出ることができる。

3 太陽光発電事業者は、前項の意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(事業計画の届出)

第39条 太陽光発電事業者は、太陽光発電設備の設置に係る工事に着手する日の30日前までに、太陽光発電事業に関する計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。第50条において「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度の事業計画の認定を受けた太陽光発電事業については、前項の規定による届出があったものとみなす。

(工事完了の届出)

第40条 前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。当該工事を中止したときも、同様とする。

(維持管理)

第41条 太陽光発電事業者は、良好な生活環境の保全上支障が生じないように、当該太陽光発電設備及び事業区域を自らの責任において適正に管理しなければならない。

(標識の設置)

第42条 太陽光発電事業者は、太陽光発電設備の設置に係る工事の着手から当該太陽光発電設備の撤去までの間、事業区域の出入口付近等に、規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(事業区域への侵入防止措置)

第43条 太陽光発電事業者は、事業区域内に関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、周囲へフェンスの設置等侵入防止のための措置及び安全対策を講じなければならない。

(異常発生時の対応等)

第44条 太陽光発電事業者は、設置した太陽光発電設備又は事業区域の土地に事故又は災害による被害又は異常が発生した場合は、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講ずるとともに、影響を受けるおそれのある周辺関係者に周知しなければならない。ただし、規則で定める軽微な場合については、この限りでない。

2 太陽光発電事業者は、前項の措置を講じたときは、規則で定める

ところにより、市長に報告しなければならない。

- 3 太陽光発電事業者は、第1項の被害又は異常が発生した場合に備え、太陽光発電設備の設置の工事に着手する日から当該太陽光発電設備を撤去するまでの間、第三者賠償保険その他の規則で定める保険に加入しなければならない。

(事業の変更)

- 第45条 第39条第1項の規定により届け出た計画を変更しようとする者は、当該変更を行う日の前日又は当該変更に伴い生じる工事に着手する日の30日前のいずれか早い日までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 第37条、第38条及び第40条の規定は、前項の規定により計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者について準用する。この場合において、第38条第1項中「次条第1項」とあり、及び第40条中「前条」とあるのは、「第45条第1項」と読み替えるものとする。

(事業の廃止等)

- 第46条 太陽光発電事業者は、太陽光発電事業を廃止したときは、当該太陽光発電設備の撤去完了後、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 太陽光発電事業者は、太陽光発電事業を廃止するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の規定に基づき、太陽光発電設備をその場所に放置することなく速やかに撤去し、自らの責任において適正な処分を行わな

ければならない。

- 3 太陽光発電事業者は、前項の規定による撤去及び処分に充てるための費用を、積立てその他の方法により確保しておかなければならない。

(助言及び指導)

第47条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、太陽光発電事業者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

(勧告及び命令)

第48条 市長は、太陽光発電事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該太陽光発電事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第37条第1項(第45条第2項において準用する場合を含む。)の協議を行わず、又は虚偽の内容で協議を行ったとき。
- (2) 第38条第1項(第45条第2項において準用する場合を含む。)の説明会を行わず、又は虚偽の説明をしたとき。
- (3) 第39条第1項、第45条第1項及び第46条の規定による届出、適正な処分及び費用の確保を行わず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第41条から第44条までに規定する適正な維持管理等を怠り、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。
- (5) 前条の助言又は指導に正当な理由なく従わなかったとき。

- 2 市長は、太陽光発電事業者が正当な理由なく、前項の規定による

勧告に従わないときは、相当の期間を定めて、当該太陽光発電事業者に対して、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(土地所有者への特例等)

第49条 次の各号に該当する場合は、土地所有者を太陽光発電事業者とみなして第41条、第44条第1項及び第2項、第46条第1項及び第2項、第47条並びに前条の規定を適用する。

(1) 破産その他の理由により太陽光発電事業者による太陽光発電事業の継続が困難であると認められる場合

(2) 太陽光発電事業者の所在を確知できない場合

2 土地所有者は、太陽光発電事業者との太陽光発電事業に係る土地の利用に関する契約において、あらかじめ土地の原状への回復及びその費用負担に係る事項を定めるほか、適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(適用除外)

第50条 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度の事業計画の認定を受け、又は受けようとしている太陽光発電事業については、第40条及び第45条（同条第1項に規定する届出及び同条第2項の規定のうち第40条の規定の準用に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

2 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度の事業計画の認定を受け、又は受けようとしている太陽光発電事業のうち、発電出力の合計値が50キロワット以上の太陽光発電事業については、第38条（第45条第2項において準用する場合を含む。）及び第48条第1項第2号の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに着手した工事により設置した太陽光発電設備による太陽光発電事業（以下「既存事業」という。）は、この条例による改正後の第 3 9 条の規定による届出があった事業とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、第 3 7 条及び第 3 8 条の規定（施行の日以降に第 4 5 条第 1 項の規定による変更をする場合で、同条第 2 項の規定により準用するときを除く。）並びに第 4 4 条第 3 項及び第 4 6 条第 3 項の規定は、既存事業に係る太陽光発電設備について適用しない。
- 3 前項の規定により届出があったとみなされる既存事業のうち、この条例の施行の日の前日までに設置が完了した太陽光発電設備に対する第 4 0 条の適用については、同条中「当該届出に係る工事が完了したときは、速やかに」とあるのは、「令和 9 年 3 月 3 1 日までに」とする。

(準備行為)

- 4 この条例による改正後の第 3 9 条及び第 4 5 条第 1 項の規定による届出並びに当該届出に必要なこの条例に定める事前協議その他の手続は、この条例の施行の前においても行うことができる。